

○浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定に関する規則

平成28年3月31日規則第17号

改正 平成29年3月29日規則第27号

平成29年6月30日規則第34号

平成30年3月30日規則第24号

令和3年3月31日規則第19号

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の事務については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誘導基準 法第35条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 住宅性能評価 住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
- (5) 住宅性能評価書 住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。
- (6) 設計住宅性能評価書 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- (7) 登録住宅型式性能認定等機関 住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- (8) 住宅型式性能認定 住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。

- (9) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。
- (10) 型式住宅部分等製造者認証 住宅品質確保法第33条第1項に規定する型式住宅部分等の製造者としての認証をいう。
- (11) 型式住宅部分等製造者認証書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。
- (12) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証をいう。
- (13) 建設住宅性能評価書 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

（事前審査）

第3条 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（以下これらを「計画認定」という。）又は法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下「基準適合認定」という。）の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物が、それぞれ誘導基準又は建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅の用途に供する建築物の部分（以下「住宅部分」という。）に限って認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関
- (2) 住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）に限って認定を受ける場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (3) 前2号以外の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を併せて実施している登録住宅性能評価機関に限る。）

（市長が必要と認める図書等）

第4条 省令第23条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の規定により登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交

付する誘導基準に適合することを証する書類の写し

- (2) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級の等級に係る評価が等級4に該当し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級に係る評価が等級5に該当する場合に限る。）は、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し
- (3) 登録住宅型式性能認定等機関の住宅型式性能認定を受けた場合は、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (4) 登録住宅型式性能認定等機関の型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する型式住宅部分等製造者認証書の写し

2 省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の規定により登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類の写し
- (2) 法第12条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、適合判定通知書の写し及び検査済証の写し
- (3) 計画認定を受けた場合は、認定通知書（省令第25条第2項（省令第28条において準用する場合を含む。）の通知書をいう。以下同じ。）の写し及び検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し
- (5) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級の等級に係る評価が等級4に該当し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級に係る評価が等級4又は等級5（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能標準基準に定める一次エネルギー消費量等級の等級に係る評価が等級3、等級4又は等級5）に該当する場合に限る。）は、当該登録住宅性

能評価機関が交付する建設住宅性能評価書の写し

(6) 登録住宅型式性能認定等機関の住宅型式性能認定を受けた場合は、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

(7) 登録住宅型式性能認定等機関の型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する型式住宅部分等製造者認証書の写し

(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第23条第3項又は第30条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号から第5号までのいずれかに掲げる図書の写しを添えた場合は、外皮及び一次エネルギー消費量に関する各種計算書

(2) 前条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第6号若しくは第7号のいずれかに掲げる図書の写しを添えた場合は、それぞれ添付した図書に記載された住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(申請の取下げ)

第6条 計画認定の申請をしようとする者が、市長の認定を受ける前に、当該申請を取り下げるときは、取下げ届(様式第1号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 計画認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)が、当該認定を受けた計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等(以下「省エネ建築物の新築等」という。)を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第2号)の正本及び副本に、認定通知書及び認定申請書(省令第23条第1項又は第27条の申請書をいう。)の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物が認定基準に適合しないことを認めたときは、認定しない旨の通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(設計変更)

第9条 認定建築主は、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(法第36条第1項の規定により計画の変更の認定の申請を要するものを除く。)をしようとするときは、設計変更届(様式第4号)の正本1通及び副本1通に、当該変更に係る必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(工事完了等の報告)

第10条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等の工事が完了したときは、工事を完了した旨の報告書(様式第5号)により認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第37条又は第43条第1項の規定により市長から認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等又は基準適合認定建築物の状況について報告を求められたときは、状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第11条 市長は、法第38条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、第7条の規定により認定建築主から申出があったときは、当該認定を取り消し、その旨を認定建築主に認定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 市長は、法第39条又は法第42条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(手数料の減額ができる図書)

第13条 浜田市手数料条例(平成17年浜田市条例第70号)別表第17第1項第1号ウ(ア)並びに別表第19第1項第1号ア及び第3号アに規定する市長が定めるその他の図書は、第4条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号から第5号までに掲げる図書とする。

(認定の証明)

第14条 認定建築主は、当該計画認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願(様式第10号)の正本1通及び副本1通を提出し、証明を受けることができる。

2 基準適合認定を受けた者は、基準適合認定を受けた旨の証明が必要など

きは、証明願（様式第11号）の正本1通及び副本1通を提出し、証明を受けることができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条及び第4条の規定の適用については、当分の間、第3条第1号中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は法附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）」と、同条第2号中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物調査機関」と、同条第3号中「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を併せて実施している登録住宅性能評価機関に限る。）」とあるのは「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を併せて実施している登録住宅性能評価機関に限る。）又は登録建築物調査機関」と、第4条第1項第1号及び第3項第1号中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物調査機関」とする。

附 則（平成29年6月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第24号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。